

岐阜県公報

第 二 百 十 八 号
令 和 三 年 七 月 十 三 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 四〇三

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(同) 四〇四

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 四〇四

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(出 納 管 理 課) 四〇四

訓 令 甲

附属機関の委員等の職に充てる職員職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 四〇四

公 示

落札者等に関する公示

(林 政 課) 四〇五

正 誤

道路の区域変更中訂正

(道 路 維 持 課) 四〇五

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則中訂正

(教 職 員 課) 四〇五

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則中訂正

(人 事 委 員 会) 四〇五

告 示

岐阜県告示第三百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市大字長滝字松平九一の一、九二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次森林については、主伐は、択伐による。

字松平九二の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山県市大字長滝字孝洞九七の三

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字孝洞九七の三（次の図に示す部分に限る。）

2 その他森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年七月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課

及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域		敷地の幅員	延長	備考
			前	後			
県道	山勝田山線	関市追間字前平八八七番七地先から同市同字同八七七番一地先まで	六丁一	七丁〇	ル(メートル)	ル(メートル)	

岐阜県告示第三百十八号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「ユニ・ファミリーマートホールディングス株式会社（岐阜県庁内）」を「株式会社ファミリーマート（岐阜県庁内）」に改める。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十一号

庁中一般
各現地機関

附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を

次のように定める。

令和三年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程（昭和五十年岐阜県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県国民保護協議会の部委員の項中「危機管理部長」を「危機管理部を主に担任する副知事の職にある者に限る。」に改め、同部幹事の項を削り、同表岐阜県防災会議の部委員の項を削り、同部幹事の項中「危機管理政策課長」の下に「原子力防災室長」を、「健康福祉政策課長」の下に「男女共同参画・女性の活躍推進課長」を加え、「教育総務課長」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年七月十三日から施行する。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和三年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

1 委託業務の名称及び数量 岐阜県森林クラウドシステム構築及び運用保守委託業務一式

2 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和三年4月2日

4 落札者を決定した日 令和三年5月25日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市竜田町六丁目11 東海フシヨシ603号
応用地質株式会社 岐阜営業所
営業所長 今井 良則

6 落札金額 93,500,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

- (1) 部署の名称 岐阜県林政部林政課森林計画係
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

正 誤

(原稿誤り)

平成三十年六月五日第二千九百五十二号 道路の区域変更（岐阜県告示第三百号）三

五七頁上段の表中「保木平」は「保木戸平」の誤り。

五・五	五・五
1011・11	1011・11

は の誤

(校正誤り)

令和三年三月三十一日号外(七) 岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則（岐阜県教育委員会規則第三号）中七頁上段末尾に次の附則を加えるはずの誤り。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(原稿誤り)

令和三年四月一日号外(七) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（岐阜県人事委員会規則第二十三号）四頁上段前から八行目中「同表保健所」は、「情報企画課」を「情報システム課」に改め、「同表保健所」の誤り。

令和三年七月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社